

3 - 3 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 (RoHS 指令) の概要

欧州では、電気電子機器に係る特定有害物質の使用制限に関して、欧州電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment) (以下、『RoHS 指令』という。) が、2003年2月にEU官報に告示され、発効した。

同指令は、2006年7月1日以降、上市される新しい電気電子機器に関して、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB) および / または ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) の使用を禁止している。

現在、対象6物質の閾値について、技術適用委員会 (TAC) が検討を進めている。また、適用範囲について、2005年2月までに見直しが行われることになっている。

【RoHS 指令の採択にあたっての視点 (前文)】

前文(5)は、WEEE 指令により WEEE の回収、処理、リサイクル、処分が規定されたとしても、WEEE のかなりの部分が現行の処分ルートの中で発見され続ける恐れがあり、また、分別回収されてリサイクルされたとしても、対象6物質が健康または環境へのリスクを与えうる点に言及している。

また前文(6)は、対象6物質の使用制限が WEEE のリサイクル可能性と経済的収益性を高め、かつリサイクル施設の労働者に対する健康上の悪影響を減少させることについて言及している。

【RoHS 指令の目的 (第1条)】

電気電子製品に含まれる有害物質の使用制限に関する加盟国の法律の近似化を図ることであり、かつ、人間の健康保護および廃電気電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与すること。

【RoHS 指令の策定の経緯と進捗状況】

策定の経緯

2000年6月	欧州委員会が指令案を提案した。
2001年5月	欧州議会の第一読会にて修正意見が採択された。
2001年12月	理事会において「共通の立場」が採択された。
2002年12月	欧州議会と理事会で合意文書が採択された。
2003年2月	EU官報に告示され、発効した。

表 主要国における国内法化の進捗状況

国	進捗状況
英国	規則案とガイダンス案発表 (2004年7月30日) - コンサルテーション (コメント締め切り 10月29日)
フランス	政令第6版 (2004年7月7日) 第7版 (最終案) は2004年9月末までに出される予定 詳細は省令で定められる
ドイツ	閣議決定 (2004年9月1日) 法案、議会審議へ
イタリア	2004年6月策定の法案を審議中
スペイン	7月策定の第3次王室令案を審議中
スウェーデン	最終段階に近いとの観測もある

出典：日本機械輸出組合「WEEE & RoHS 指令の実施を巡る最近の動き」、『environment Update Vol.6 No.3』、2004年9月に基づき作成

【指令の対象となる電機電子機器】

WEEE 指令の付属書 IA に定める (1) 大型家庭用電気製品、(2) 小型家庭用電気製品、(3) IT および遠隔通信機器、(4) 民生用機器、(5) 照明器具、(6) 電動工具（据え付け型の大型産業用工具を除く）、(7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器、(10) 自動販売機に属する電気電子機器、ならびに電球および家庭用照明器具に適用する。

【RoHS のポイント - 第 4 条 予防】

加盟国は、遅くとも 2006 年 7 月 1 日以降、上市される新しい電気電子機器が、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB) および / または ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) を含有していないことを保証しなければならない。

欧州委員会の提案に基づき、欧州議会と欧州理事会は科学的データが得られれば速やかに、第 6 次環境行動計画に定める化学政策に関する原則に従い、他の有害物質の使用禁止、および環境により好ましいものであって、少なくとも消費者保護と同等な水準を保証できるものによる代替を決定する。

適用除外 - 付属書

1. ランプ一本あたり 5mg を越えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀。
 2. 一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを越えない水銀。

halophosphate	10mg
triphosphate with normal lifetime	5mg
triphosphate with long lifetime	8mg
 3. 特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀。
 4. 本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀。
 5. 陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛。
 6. 合金成分として、鋼材の中の 0.35w t % までの鉛、アルミ材の中の 0.4w t % までの鉛、および銅材の中の 4w t % までの鉛。
 7. 高融点ハンダの中の鉛（すなわち鉛含有率が 85% 以上の錫/鉛ハンダ合金）
サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システムのハンダに含まれる鉛（2010 年まで除外）
スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛
電子セラミック部品のに含まれる鉛（例、 piezoelectronic デバイス）
 8. 危険物質および調剤の使用と上市の制限に関する指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に基づき禁止された用途を除くカドミウム表面処理。
 9. 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システム防錆用としての六価クロム。
- 第 7 条 (2) に言及する手続きの中で、欧州委員会は次のことを評価しなければならない：
- デカ BDE
特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛（当該除外は特定期限の設定を考慮）および
電球
- これは、優先してこれらの項目を修正すべきかどうかをできるだけ早く制定するためである。

デカ BDE については、欧州連合におけるリスク評価により、環境や健康への重大なリスクが確認できないとの結論が得られているが、RoHS 指令の規制対象外とするかどうかについては、現在も技術適用委員会 (TAC) において検討中である。

【見直し・罰則等】

第 5 条で科学的・技術的進歩への対応に関する規定、第 6 条で見直しに関する規定、第 8 条で罰則に関する規定が定められている。